仕様書

第１章　総則

１条（適用）

本仕様書は、令和８年度　令和６年災　山ノ上地区　農地・施設災害復旧工事（以下「本工事」という。）に関して必要な事項を定めたものである。

２条（通則）

受注者は、本仕様書、石川県土木工事共通仕様書(最新版)、関係法規及び発注者の指示に基づいて作業を実施しなければならない。

３条（手続き）

受注者は、諸法規を遵守し関係官公署に対する手続きを遺漏なく行うものとする。

４条（資料の貸与）

受注者は、本工事を遂行するにあたり、発注者と協議のうえ、必要な資料の貸与を受けることができるものとする。

５条（秘密の厳守）

受注者は、本工事の内容、結果等を発注者の許可なくして部外に漏らしたり転用したりしてはならない。

６条（工事期間）

本工事の期間は、契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

第２章　作業内容

７条（目的）

本工事は、輪島市内において、令和 6 年能登半島地震及び奥能登豪雨によって被災した農地を対象に、災害復旧工事を実施するものである。

８条（作業従事者）

作業に従事する者は、対象作業の遂行に十分な経験を有するものでなければならない。

９条（工事範囲）

本工事の範囲は、輪島市山ノ上町地内とし「別添　位置図」による。

１０条（工事内容）

本工事の内容は、「別途　工事数量表、設計図面」による。

（１） 整地工

ほ場整備工　１式

１１条（工事の詳細条件）

（１）水準点

本工事の施工箇所近傍にある、石川県道１号七尾輪島線上の１等水準点（H=43.211m）を使用することとする。

準備工時の測量にて基準高がずれていることが確認された場合は、発注者と協議することとする。

（２）水田復旧における基準高

田面基準高は、平成１３年度基盤整備促進事業市ノ瀬・山ノ上地区農道整備工事の成果品を参照する。なお、能登半島地震により基準高がずれていることが確認された場合は、発注者と協議することとする。

（３）表土

表土扱いは１５ｃｍ厚とする。この表土に石や流木等が含まれていることが確認できた場合は、発注者に報告すること。必要に応じて、機械石礫除去工等を追加指示する。

（４）基盤

基盤は現地地盤を切り盛りすることを想定している。施工機械が埋まる等、想定以上に地盤が緩く、設計上の工法による施工が難しい場合は、発注者と協議すること。

（５）建設発生土等

建設発生土（1,476 ㎥）については、鳳珠郡能都町字神和住地先の有限会社さくら商事（片道運搬距離 22.9km）へ運搬、処分することとする。なお、農地及び水路から搬出した堆積土の処分数量は別個に管理すること。

廃プラスチック（0.09ton）については、鳳珠郡穴水町字北七海地先の株式会社ミナト環境サービス（片道運搬距離 12.6km）へ運搬処分することとする。

第３章　検査・協議・その他

１２条（検査）

受注者は工事完了後、発注者の検査を受けて品質の確認を受けるものとし、指摘事項があった場合は速やかに訂正しなければならない。

１３条（協議）

工事中に本仕様書に記載なき事項が生じた場合は速やかに協議を行い、発注者の指示を受けるものとする。

また、現地の状況等により、１０条及び１１条に定める工事内容範囲外の作業が生じた場合は、発注者と協議のうえ変更契約の対象とする。